

盛岡市 市民協働推進指針



開運橋から見た岩手山

～盛岡が盛岡らしく在り続けるために～

平成26年3月 策定

令和8年3月 改訂

盛岡市

目 次

第1 指針策定の背景	1
1 我が国の社会・経済状況の変化	1
2 盛岡市を取り巻く社会・経済状況の変化	5
3 盛岡市の市民活動の展開	8
第2 指針策定の趣旨	11
1 目的	11
2 市民協働の定義	13
3 市民活動・市民協働の領域	15
第3 市民協働の現状と課題	18
1 現状	18
2 課題	21
第4 市民協働の基本理念	24
1 基本理念	24
2 原則	26
3 各主体の役割	27
第5 市民協働の基本方針	29
1 制度の充実と取組の強化	29
2 拠点機能等の充実	31
3 職員の意識改革と能力開発	32
4 市民意識の醸成	32
第6 計画的な市民協働の取組	33
1 推進計画等に基づく取組	33
2 推進計画等の進行管理	34
3 財源の確保	34
(参考資料)	35
1 市民アンケート調査結果(抜粋)	35
2 市民協働推進アドバイザー設置要領	39
3 策定の経緯	40
4 関連年表	41

第1 指針策定の背景

盛岡市市民協働推進指針（以下「指針」という。）を策定するに当たり、戦前から戦後、そして今日に至るまでの我が国や本市を取り巻く社会経済情勢の変化、その中で本市の市民活動がどのように展開されてきたかを振り返ります。

1 我が国の社会・経済状況の変化

(1) 社会・経済環境の変化

封建体制から中央集権体制へ

明治維新により封建体制が崩壊するとともに、我が国は中央集権体制の下、西欧列強を目標として近代的な国家の形成に向けて邁進し、1910年代（明治43年頃）には国際社会においても一定の地位を占める近代国家の建設に成功しました。

しかし、第二次世界大戦に敗れた我が国は、民主主義と平和主義のもとで新たな歩みを始めることとなりました。

戦後復興から高度経済成長へ

第二次世界大戦が終結した当時は、戦禍で失われた生活や生産に必要な社会基盤の整備が喫緊の課題となっていました。朝鮮戦争による特需などを経て、我が国の経済は順調に回復していきます。

また、その後の所得倍増計画等の高度経済成長政策や技術革新に伴う工業化の進展により、我が国の経済は、1955（昭和30）年以後の約20年間にわたり年平均10パーセント程度の高度成長を遂げることとなります。

さらに、日本列島改造論による高速道路の建設や新幹線の開通など、公共事業投資にも積極的に取り組んだことにより、社会基盤の整備が進みました。

自治組織の再生と市民意識の変化

明治以降、地域社会には町内会や隣組などを中心とした自治組織が存在し、防犯や防火、地域の道路整備などの公共的な役割や互助・親睦といった機能を有していましたが、第二次世界大戦下ではこれらの組織は戦時体制に組み込まれたため、これを理由として、戦後の一時期にGHQ（連合国軍最高司令官総司令部）により解散を命じられることになりました。

その後、この措置は失効したため、地域には今日の地縁団体の礎となる自治組織が次々に結成されていきました。

また、1946（昭和21）年に文部省（現：文部科学省）が発表した「公民館構想」により、全国各地に建設された公民館において、学習やサークル活動を通じた社会参加や地域づくり活動に多くの市民が関わることとなりました。

公民館は今日においても、まちづくりへの自主的な参加につながる生涯学習の拠点施設として、広く利用されています。

一方、高度経済成長等に伴い、都市部では大幅な人口流入に伴う郊外型住宅団地の増加による職住の分離に、また、農村部では過疎による地域活動の担い手不足につながっていくことになりました。

このことは、地縁的なつながりや人間関係の希薄化など、地域社会が有していた互助意識の衰退につながるとともに、価値観の多様化は個人や家族を単位とする社会構造へ転換する一つの要因となりました。

社会の成熟化

1973（昭和48）年の第一次石油危機を契機として、我が国は高度経済成長時代が終わり、安定成長へと移行しました。

しかし、1990（平成2）年のバブル経済の崩壊により景気後退が生じ、その後も低成長や景気後退を繰り返しつつ、2008（平成20）年のリーマンショックによる金融危機等により、大幅な景気後退が生じるなど、それまでのような右肩上がりの経済成長を前提とした社会が崩れてきました。

一方、国民の価値観の多様化・複雑化が進んだことは、多様な労働時間や雇用形態を生み出すとともに、パソコンや携帯電話等の情報機器の普及は、社会全体の生活スタイルを変貌させました。

特に情報機器の普及により、コミュニケーションの手段が多様化して、人とのつながりが希薄化する一方で、これまで接点のなかった人同士がつながりを持つなど、個と個を結びつける新たな機会も生まれています。

また、介護など、従来は主に家族が担ってきた分野においても、社会全体で支え合うための仕組みづくりが進んできています。

しかし、2005（平成17）年を境に我が国は人口減少時代を迎え、これまでのようなまちづくりを進めていくことは困難となってきました。

(2) 自治体を取り巻く環境の変化

全国一律のまちづくりと行政の役割の拡大

第二次世界大戦の終結を契機として、我が国においては日本国憲法や地方自治法が制定され、地方自治制度が確立されました。

地方自治制度においては、一定の生活水準を早急に達成する観点から、全国一律の行政運営が行われることとなり、また、高度経済成長の過程で、それまで地域において担われていた公共的な役割は、次第に行政が担うものとされ、行政の役割が拡大することとなりました。

みんなが公共の担い手となる時代へ

高度経済成長下における行政の役割が拡大する一方、地域においては町内会・自治会といった地縁による団体が、公園等の清掃活動や子どもの教育など身近な分野での公共的な役割や、自治公民館を活用した親睦活動などを担っていました。

しかし、地縁団体は法人格が取得できないことから、自治公民館を整備しても団体名義で不動産登記ができず、活動を進めていく上での支障がありました。

このため、1991（平成3）年に地方自治法が改正され、地縁団体が不動産保有のために法人格を取得できる道が開かれました。

1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災では、被災者の支援に市民活動団体等の力が発揮され、自助・共助の重要性が認識されるとともに、公共の担い手は行政に限定されず、民間が担い手となりうることが、改めて広く認識されることとなりました。

この大震災を契機として、市民活動団体の法人格取得に対するニーズが高まり、1998（平成10）年に「NPO法」（特定非営利活動促進法）が施行されました。

NPO法は、所轄庁の認証を得て、社会貢献活動を行う団体に法人格を付与することから、公共の担い手としての位置付けが明確にされました。

さらに、2008（平成20）年に「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」が施行され、登記のみによる簡便な法人格の取得が可能となったことから、一般社団法人及び一般財団法人の設立が全国的にも大幅に増加しました。

また、地縁団体やNPOなどの法人格取得の拡大に加えて、PFI制度^{*1}や公の施設の指定管理者制度^{*2}の導入など、公共分野においても民間が担うことが可能なものについては、民間の創意工夫を生かして質の高いサービスを提供することができるような仕組みが設けられました。

このように、民間が培った高いノウハウの蓄積の活用や、財源の効率的な運用を進める観点から、行政が主に担っていた分野においても、民間も公共の担い手となることが、今日的な流れになっています。

※1 PFI制度

民間の資金や経営能力及び技術的能力を積極的に活用して、公共施設等の建設、維持管理及び運営を行うことにより、効率的・効果的に社会資本を整備すること

※2 指定管理者制度

体育施設や文化施設、集会所、福祉施設などの公の施設の管理運営に関する権限を、条例に基づいて指定されたものに委任する制度

地方分権の進展

2000（平成12）年に「地方分権一括法」（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）が施行され、国と地方の関係も「中央集権」から「地方分権」へ、「上下・主従」の関係から「対等・協力」の関係に移行しました。

この背景としては、社会の構造が大きく変化する中で、国の従来の中央集権型行政システムでは、少子高齢社会など「新しい時代の諸課題に迅速・的確に対応する能力を失ってきているところにある」（地方分権推進委員会最終報告）との認識から、地方自治の充実のための諸制度について大幅な見直しが行われました。

このことにより、「全国一律のまちづくり」から「自らの地域のことは自ら決定する分権型社会」への転換が図られることとなりました。

市民協働のまちづくり

これまで述べてきたように、我が国を取り巻く社会・経済環境の大きな変化は、市民のまちづくりに対する関わり方にも影響を与えています。

市民にとって最も身近な共同体である町内会・自治会等の地縁団体は、地域における公共的な役割を主に担ってきたところであり、社会が多様化・複雑化した今日においても、地縁団体の担う役割の重要性は変わりません。

また、さまざまな分野の課題解決のため、NPOや企業等が幅広い活動を行っています。

行政においても、市民等が多様なまちづくりに積極的に参加できるような情報の提供や支援の仕組み、市民意識の醸成などの環境の整備などを行い、市民等と市が共通の理念を持ち、相互に役割分担しながら効果的なまちづくりを進めていく必要があります。

このため、全国的に、市民協働によるまちづくりを推進するための基本方針や指針などを策定する自治体が増えてきています。

2 盛岡市を取り巻く社会・経済状況の変化

城下町から都市へ

都市としての盛岡の歩みは、1597（慶長2）年の、26代南部信直公の盛岡城築城に始まり、武士の住む武家屋敷のほか、藩が必要とする武具の製作を行う職人や、藩の御用商人などが住む町人街が作られるなど、藩都として栄えてきました。

1867（慶応3）年に江戸幕府が倒れると、盛岡藩は奥羽越列藩同盟に基づいて新政府軍に対抗しますが、戦いに敗れ、領地を没収されるなどした後に、南部氏は盛岡藩知事として任命されました。

しかし新しい盛岡藩の財政は破綻状態にあったため、南部氏は1870（明治3）年に藩知事の辞職を願い出て、全国に先立ち廃藩置県に踏み切り、盛岡県（のちに「岩手県」に改称）が置かれることとなります。

さらに、「市制及び町村制」が全国的に実施され、盛岡も1889（明治22）年に、全国38都市とともに市制を施行、盛岡市が誕生しました。

当時の市の区域は、北は上田組町から南は仙北町組町まで、また東は山岸から西は新築地（現在の仁王地区内）までで面積は4.47平方キロメートル、人口は約3万人でした。

市制施行の翌年には東北本線が開通したため、新設された盛岡駅を起点とした新たな幹線道路が形成されていくことになり、これまでの盛岡城を取り囲むようにして作られた城下町の町並みは徐々に変わっていきました。

また藩政時代から続いてきた、舟に頼る輸送手段が鉄道に代わったことにより、盛岡の商工業の発展に大きな影響を与えることになりました。

高度経済成長と岩手国体による都市基盤の整備

第二次世界大戦が終わると、戦争引揚者の受け入れにより市の人口は増加していたため、新たに住宅や商店街が形成されたほか、盛岡駅前周辺の戦災復興土地区画整理事業や大通、中ノ橋通などの幹線道路整備により、整然とした商業・住宅街に生まれ変わっていきました。

1950年代（昭和25年頃）からの約20年間は高度経済成長に支えられて、県や市、そして民間による宅地開発が盛んに行われ、また岩手国体を契機として国道4号盛岡バイパスをはじめとした道路の改良事業や、スポーツ・文化施設の建設など、都市基盤の整備が進められていきました。

1977（昭和52）年には東北縦貫自動車道の一関―盛岡間が開通し、翌年には東京圏と結ばれ、また1982（昭和57）年には大宮―盛岡間で東北新幹線が開業するなど、高速交通時代に突入していきりますが、このことは、物流の時間短縮など本市の

産業や経済へ影響を及ぼすとともに、北東北の物流・観光拠点としての機能の集積がいつそう進むこととなります。

合併による都市の成長

本市は市制施行以来、数度にわたり近隣町村と合併し今日に至っています。

戦後においては、「昭和の大合併」と呼ばれる1955（昭和30）年に旧築川村や旧太田村などを編入、その後1992（平成4）年に旧都南村を、また2006（平成18）年には旧玉山村を編入し、人口30万人の都市として新たな飛躍を目指しスタートを切りました。

それぞれの地域で進められてきた特色あるまちづくりは、合併後においても引き継がれており、旧都南村における自治公民館を中心とした活発な社会教育活動や、伝統さんさ、神楽などの地域に古くから伝わる文化を守り、世代を超えて受け継いでいく活動、また旧玉山村における集落単位の自治会組織による「結い」の精神が息づくきめ細かな地域活動の展開や、石川啄木や姫神山をはじめとする詩情景観を生かした魅力ある観光資源の活用など、各分野で取組が進められています。

2000（平成12）年には特例市、2008（平成20）年には中核市へと移行し、福祉や都市計画、環境保全、保健衛生など市民生活に身近な分野の事務が県から移譲され、保健所での保健予防や食品衛生に関する許可事務、まちの景観づくりに関する事務など、自らの判断で行うことが可能となりました。

一方、市域の拡大や全国的な少子高齢社会の到来に伴い、これまでの行政の統一的な手法だけではまちづくりに対応できない事例や状況もみられるようになってきています。

行政と地域の役割の変化

市民と市との関わりについては、戦前は町内会組織が市の補助機関として位置づけられ、市民と市とを結ぶパイプ役として、生活に関わる情報伝達や市民の意向把握の役割を担っていた時期もありました。

しかし戦後になり、戦時中の組織体制を廃止する目的でこれらの組織も解体されたため、代わりに市から市民へ行政連絡を行う行政連絡員が配置されました。

行政連絡員制度は、その後の臨時的な施策を経て、1949（昭和24）年に廃止され、1951（昭和26）年には地区担当員制度に改められました。昭和から平成にかけて地区担当員の業務内容は随時見直しされ、業務量の減少や町内会・自治会に対する補助制度の改定に伴い、2016（平成28）年3月31日をもって地区担当員制度は廃止となりました。

町内会・自治会といった地縁団体は、住民により自発的に作られた組織として、近隣の助け合いや地域の特徴に合わせた自主的な活動を展開しており、継続的に市との緊密な協力関係を維持しています。

行財政構造改革と自治体経営

市のまちづくりは、高度経済成長期から平成バブル崩壊期まで、いわゆる「右肩上がりの経済成長」を前提とし、財政規模を拡大しながら進められてきました。

しかし、平成バブル崩壊後の長引く景気低迷により税収が減少する中で、大規模公共投資が集中的に実施され、国の三位一体改革により地方交付税が減少するなど、それまでの財政運営を続けていけば、数年で財政再建団体*に転落するおそれもありました。

このことから、市は、2004（平成16）年度から行財政構造改革に集中的に取り組み、危機的な財政状況の建て直しと、事業の成果を重視し限られた財源をより有効に活用する行財政運営への転換を図りました。2010（平成22）年度からは「盛岡市自治体経営の指針及び実施計画」を策定し、多様な主体の活動を調和させながら、まちの経営資源（税収等の財源や人材、モノ）を整え、安定した公共サービスを提供し、住みよいまちをつくるという自治体経営の手法により、まちづくりを進めてきました。また、2015（平成27）年度からは、盛岡市総合計画に4つの自治体経営の理念を掲げて、多様な主体との連携の強化や低コストで高品質の行政サービスの提供を目指して取り組んできました。

この取組においては、市民や地縁団体、NPO、企業、行政など多様な主体の参画や協働によるまちづくりの推進が方針として示され、今日においても、引き続きその連携を強化し、多様な意見を取り入れながら市民参画や協働によるまちづくりを推進することとしています。

また、2014（平成26）年11月、国は、急速な少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくことをねらいとして「まち・ひと・しごと創生法」（平成26年法律第136号）を制定しました。この法律に基づき、市も人口対策に係る政策パッケージとして「盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、2015（平成27）年から二期10年間にわたり、多様な仕事の創出や都市の魅力の向上、結婚・出産・子育ての支援等に取り組んできました。さらに、2025（令和7）年度からは、人口対策を本市の喫緊の課題とし、総合計画における全ての施策が人口対策に関連するという考

えの下、市の最上位計画である総合計画に総合戦略を位置づけ、人口対策に重点的に取り組むこととしています。

※ 財政再建団体

赤字額が標準財政規模の20%（市区町村の場合）以上になると、総務大臣の指定により財政再建団体となり、市債の発行制限、歳出の見直しなど国の指導を受けながら財政運営を行うこととされていた。2009（平成21）年4月からは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく4つの指標のうち、いずれかが基準以上である場合に「財政再生団体」とされ、財政再生計画を策定して、財政の健全化に取り組むこととなる。

3 盛岡市の市民活動の展開

まち並みの変化と自然や都市景観を守る取組

人口集積や近代化による市街地の変化は、まちづくりや都市環境などの問題をクローズアップさせますが、本市においても、自然の景観や歴史的・伝統的なたたずまいを守ろうという市民等の取組が行われるようになりました。

そのきっかけの一つが1965（昭和40）年の、岩手山の眺望が近代化を象徴するビルにさえぎられ、岩手公園（盛岡城跡公園）から見ることができなくなったという出来事でした。

本市の都市景観は自分たちで守ろうという市民の意識は、その後、中津川の護岸の石垣を守る運動や開運橋たもとの花壇を守る運動など、積極的姿勢を育んでいくこととなります。

市の教育振興運動の取組

市の教育振興運動は、子どもたちの健やかな成長を願い、岩手県の提唱に呼応して1966（昭和41）年に始められました。

当時、岩手県の子どもの学力は全国的に見て低い状態にあったことから、岩手の教育水準を高め、「明るく、かしこく、たくましい岩手の子」を育てようと、岩手県が県下市町村に呼び掛けたことが発端でした。

この運動は、「健全育成」「学力向上」「健康安全」を実践の柱に据えて、児童生徒・家庭・学校・地域社会・行政の「五者」が、それぞれの責任を果たしていく市民運動として定着しています。

現在、児童生徒は、地域貢献として雪かきや地域の清掃活動を行うほか、町内の運動会・祭りに積極的に参加していますし、地域社会の皆さんは、あいさつ運動、児童生徒の見守り活動、本の読み聞かせボランティア、郷土芸能の指導を行うなど、市内各学校区の実態に応じた特色ある運動を展開しています。

岩手国体を契機とした市民活動の盛り上がり

1970（昭和45）年に本市を主会場として開催された「岩手国体」は、市民活動が開花する大きな契機となりました。

国体を成功させようという市民等の大きな力は、明るく住みよい都市盛岡の実現を目指す「あすを築く盛岡市民運動実践協議会」の発足につながっていきました。

協議会では、市民総参加により、きれいなまちづくり運動、花いっぱい運動、親切運動、郷土理解運動など、あらゆる分野において市民の生活課題を解決し、明るく豊かな郷土盛岡を築きあげようという自発的な活動を展開していきました。

国体終了後も市民等によるさまざまな取組は衰えることなく、1971（昭和46）年に市が制定した、自然環境などの保全を目的とした「盛岡市自然環境保全条例」に基づく施策とも連動して、「あすを築く100万本植樹運動」や住宅地の「生垣1万メートル運動」などが進められ、全市を挙げて緑化意識の高まりを見せました。

また、由緒ある建造物を保存し、市と一緒に公共施設や橋の照明など盛岡らしい街並みを考え、作り出していくといった都市景観を守る活動も行われ、この取組は「盛岡方式」として全国から注目を浴び、高く評価されました。

冬季オリンピック招致運動から'93アルペンスキー世界大会へ

市民活動が盛り上がりを見せたもう一つの象徴が、市民の有志による提案を機に1986（昭和61）年から始まった冬季オリンピック招致運動でした。

本市での冬季オリンピック開催を実現しようと、企業やさまざまな団体の代表者、行政とで招致運動推進のための組織が作られ、招致への熱意を全国に向けて発信するなど、市全体が大きな夢に向かって一丸となって取り組みました。

オリンピック招致は実現できませんでしたが、この運動のエネルギーは市民の大きな財産となり、1993（平成5）年のアルペンスキー世界選手権盛岡・雫石大会の開催に引き継がれて、国際規模の大会を成功させるための市民活動の取組が広がっていくことになります。

東日本大震災と地域の“絆”

2011（平成23）年3月に発生した東日本大震災では、本市においても建物被害や数日間にわたる停電や断水、ごみ収集の休止など市民生活に大きな影響が生じました。

ライフラインが復旧するまでの間、地域にある自治公民館に避難する住民もいましたが、地域住民による安否確認や炊き出しなどが行われ、大きな混乱はありませんでした。

これまでも災害時には、公的な救助や支援活動である「公助」が行われるまでの間、自らの身を守る「自助」、地域の中で助け合う「共助」により、被害を軽減する取組は行われていましたが、とりわけ「共助」については、日常的に地域内でのコミュニケーションが図られてこそ、いざという時の活動に結びつくものといわれています。

東日本大震災というかつてない大災害を経験し、市民の防災意識の高まりとともに、日常的な安全・安心なまちづくりの取組、地域住民が互いに関心を持ち協力し合う地域の“絆”の大切さを改めて認識することができました。

2 巡目岩手国体を契機とした市民活動の伸展

1970（昭和45）年の岩手国体においては、本市が主会場となり、市民と市が一体となって大会を盛り上げ大成功に導きましたが、このことは、市民総参加による盛岡のまちづくりの輝かしい成果であり、大きな節目となる出来事でもありました。

2016（平成28）年には、岩手県で2度目となる第71回国民体育大会「希望郷いわて国体」が開催（「希望郷いわて大会」併催）されました。46年ぶりの開催となる2巡目国体は、東日本大震災からの復興のシンボルと位置づけられ、運営に当たった県や市町村、競技団体や協力企業、各種活動団体やボランティアの協働により、成功を収めました。

1970（昭和45）年の岩手国体を契機に組織された「あすを築く盛岡市民運動実践協議会」は、今大会においても国体関連イベントの実施などの活動を展開し、市民参加や支援の機運を高める一翼を担いました。この国体の成功を受け、2017（平成29）年、「あすを築く盛岡市民運動実践協議会」は「“世界につながるまち盛岡”市民会議」に改名して再出発しました。新たな目的として「市民協働によって培う盛岡の魅力を国内外に発信し、盛岡の魅力を世界と共有する」ことを掲げ、現在もその活動が継続されています。

第2 指針策定の趣旨

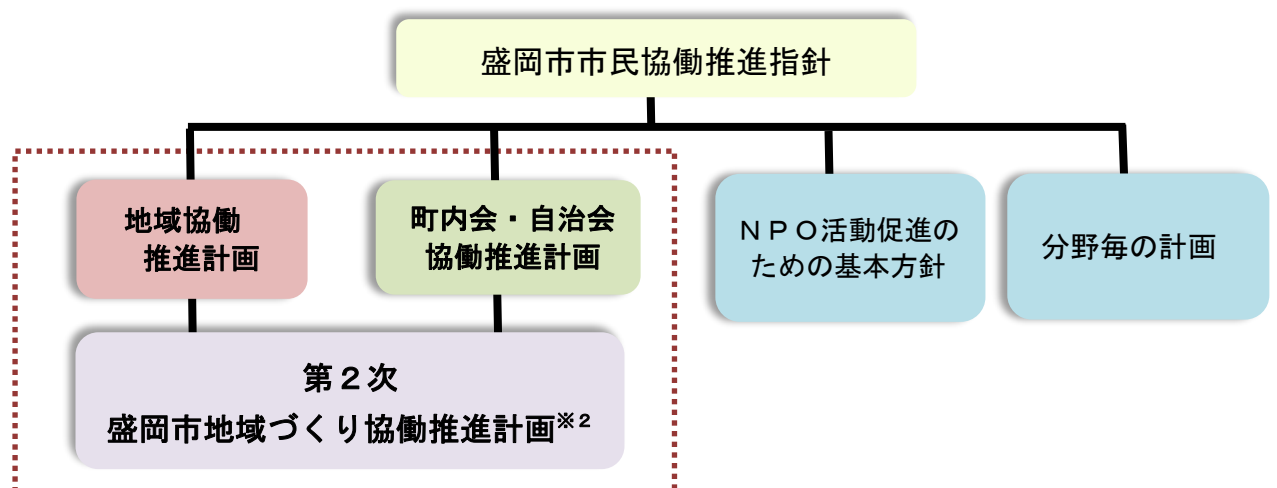
1 目的

私たちを取り巻く社会・経済環境の変化に応じて、まちづくりへの市民の関わり方も大きく変わってきましたが、「長い歴史と文化に育まれた城下町」盛岡が、「豊かな自然に恵まれ、都市機能が調和した快適なまち」として、社会・経済環境の変化に適応しながら“盛岡らしさ”を失わずに発展を続けることができたのは、まさに、市民が主役となって進めてきた協働のまちづくりの成果であるといえます。

しかし、担い手不足などに伴う地縁団体の持続的な活動展開に対する不安、NPOに対する適切な支援体制の構築など、市民協働を進める上での課題も浮き彫りになってきています。

このような状況を踏まえ、これまで市が行ってきた地縁団体やNPOに対する支援や地域協働^{※1}の取組などを包括して、改めて市民協働を推進していくための支援のあり方や市の協働に関する施策の方向性について定めるとともに、市やそれぞれの主体の役割を明らかにし、市民等と市が共通した認識のもとに市民協働によるまちづくりを進めることを目的として「盛岡市市民協働推進指針」を策定するものです。

(図) 盛岡市市民協働推進指針と既存計画等の関係



※1 地域協働

地域にある多様な主体と市が、相互に連携・役割分担してまちづくりを進めることにより、地域活動の担い手の育成や、地域における課題解決を図るための地域の自主的な取組。

- ※2 第2次盛岡市地域づくり協働推進計画〔2026（令和8）年策定〕
町内会・自治会等の持続的な活動や、地域協働の取組を市が支援するための基本的事項を定めたもの。
2011（平成23）年度から二次にわたり取り組んできた「盛岡市地域協働推進計画」と、2015（平成27）年度に策定した「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」の課題が共通していることから、効果的に解決を図るため、一本化した計画として、2021（令和3）年に策定した。続く計画として、「第2次盛岡市地域づくり協働推進計画」を2026（令和8）年に策定。
- ※3 NPO活動促進のための基本方針〔2004（平成16）年策定〕
NPOの活動を支援し、市民等との協働のまちづくりを推進するための基本方針を定めたもの。

2 市民協働の定義

先にも述べたように、本市は「協働」という言葉が定着する1990年代（平成2年頃）よりかなり以前から、市民参加のまちづくりの先進都市として注目されてきました。

また、「盛岡市総合計画〔基本構想〕（令和7年度～16年度）」においては、自治体経営の理念として「市民が主体的に市政にかかわることを保障し、市政に関する情報を提供するとともに、多様な意見を取り入れながら市民参画や協働によるまちづくりを推進します」と掲げ、協働の環境整備、公民連携の推進、広聴機能の充実や分かりやすい行政情報の提供に取り組むこととしています。

近年では、「市民協働」をまちづくりにおける不可欠要素と捉えて、既に指針を策定している都市が数多くあり、それぞれ「市民協働」を定義しています。

この指針では、長年にわたり市民等が主役となってまちづくりを進めてきた歴史を踏まえ、「市民協働」について次のとおり定義します。

市民協働とは…

市民活動を行うものと市が、社会的な課題の解決や「盛岡のまちづくり」など、共通の目的に対して高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重し合いながら、対等な立場で連携・協力し合うこと

また、この指針における用語については、次のとおり定義します。

(1) 市民等

市内に居住している者や通勤・通学している者、市内に拠点を置いて活動するもの（地縁団体、NPO、その他の団体、企業などを含む。）をいう。

(2) 市民活動

市民等が協力・連携して行う不特定多数の人の利益の増進（営利を伴うものを除く。）を図ることを目的とした活動をいう。

(3) 公益的活動

非営利かつ自主的な活動で不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動をいう。

(4) 地縁団体

町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等、複数の町内会・自治会などから構成される地域組織をいう。

(5) NPO

NPO法人、市民活動団体、ボランティア団体をいう。

(6) その他の団体

一般社団法人及び一般財団法人、公益社団法人等の公益団体、協同組合等の公益団体をいう。

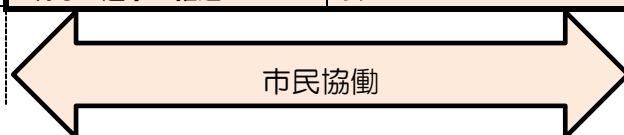
3 市民活動・市民協働の領域

子どもの見守りなどの防犯・防災活動や道路・公園の清掃などの環境美化活動など、地域の課題を解決する活動には、市民等が主体的に行うもの、市が主体的に行うもの、市民等と市が協力して行うものがあります。

市民協働の領域は、市が一律に決めるものでも、固定的・画一的なものでもなく、社会の変化や市民等のニーズによって、市民等と市が担う領域が流動的に変化するものです。

(図) 市民活動・市民協働の領域のイメージ

私的活動	市民活動		行政活動
A	B	C	D
市民等が自らの責任と主体性により、独自に行う領域	市民等が中心となり、市の協力を得て行う領域	市が中心となり、市民等の協力を得て行う領域	市が自らの責任と主体性により、独自に行う領域
(例) ・家族旅行 ・趣味の活動	(例) ・近所の環境美化 ・町内会の運動会や敬老会	(例) ・自主防災活動 ・町内会の街灯設置 ・市民協働推進事業 ・子ども未来基金事業 ・盛岡芸術祭 ・防犯活動支援事業 ・スポーツの日記念事業 ・盛岡市子ども会スポーツ大会 ・御所湖周辺統一清掃 ・資源集団回収 ・ひとり暮らし高齢者等の見守り活動 ・支援対象児童見守り強化事業(こども食堂) ・地域ねこ事業 ・もりおか三大麺普及促進事業 ・「絆の輪」プロジェクト ・アプト ^{※1} 制度による河川・水路・市道管理 ・花苗配布事業 ・いしがきミュージックフェスティバル ・志波城まつり ・もりおか郷土芸能フェスティバル ・明るい選挙の推進	(例) 【総務分野】 ・消防 【財政分野】 ・税の賦課徴収 【市民生活分野】 ・国民健康保険 ・ごみの収集・焼却 【保健福祉分野】 ・介護保険 ・生活保護 【産業分野】 ・企業誘致 【都市整備分野】 ・市道の整備・管理 ・上下水道の施設整備 【教育分野】 ・学校の設置 ・文化財の保護・活用



※1 アプト制度(里親制度)

河川や道路などの清掃・美化活動をボランティアで行っている団体に対し、市は活動に要する用具の貸し出しや燃料などの支給を行うことにより、活動を支援する制度

(参考) 市民協働による活動事例

私的活動	市民活動	
A 市民等が自らの責任と主体性により、独自に行う領域	B 市民等が中心となり、市の協力を得て行う領域	
(例) ・家族旅行 ・趣味の活動	(例) ・近所の環境美化 ・町内会での運動会や敬老会	(例)  <p>★開運橋の花壇整備</p>  <p>★自主防災活動 (地域での防災訓練)</p>  <p>★資源集団回収</p>  <p>★市民協働推進事業 (R6 もりおか駅前開運木コテン)</p>  <p>★市民協働推進事業 (R4 だんご石プロジェクト)</p> <div data-bbox="512 1503 1406 1783" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>その他の活動事例</p> <ul style="list-style-type: none"> ★町内会の街灯設置 ★子ども未来基金事業 ★盛岡芸術祭 ★防犯活動支援事業 ★スポーツの日記念事業 ★盛岡市子ども会スポーツ大会 ★御所湖周辺統一清掃 ★ひとり暮らし高齢者等の見守り活動 ★支援対象児童見守り強化事業 (こども食堂) ★地域ねこ事業 ★もりおか三大麺普及促進事業 ★「絆の輪」プロジェクト ★アドプト制度による河川・水路・市道管理 ★花苗配布事業 ★いしがきミュージックフェスティバル ★志波城まつり ★もりおか郷土芸能フェスティバル ★明るい選挙の推進 </div>
 <p>市 民</p>		

行政活動

C

市が中心となり、市民等の協力を得て行う領域

(例)



★エコライフイベント



★いわて盛岡シティマラソン



★啄木の里ふれあいマラソン大会



★町内会・自治会活動、地域協働に関する意見交換会



★フラワーバスケット事業

その他の活動事例

- ★総合計画策定に係る市民ワークショップ
- ★避難行動要支援者避難支援事業
- ★盛岡市総合防災訓練
- ★「もりおか味と工芸展」など物産展
- ★「映画の街盛岡」推進事業
- ★盛岡市農業まつり
- ★除雪機等の貸出による市道除排雪
- ★河川・水路の維持管理
- ★林道の管理
- ★厨川駅前などの自転車駐車場管理
- ★違反広告物簡易除去
- ★公園緑地等管理
- ★コミュニティセンター管理
- ★二十歳のつどい実行委員会

D

市が自らの責任と主体性により、独自に行う領域

(例)

- 【総務分野】
- ・消防
- 【財政分野】
- ・税の賦課徴収
- 【市民生活分野】
- ・国民健康保険
- ・ごみの収集・焼却
- 【保健福祉分野】
- ・介護保険
- ・生活保護
- 【産業分野】
- ・企業誘致
- 【都市整備分野】
- ・市道の整備・管理
- ・上下水道の施設整備
- 【教育分野】
- ・学校の設置
- ・文化財の保護・活用

協

働

第3 市民協働の現状と課題

1 現状

市は「盛岡市総合計画」の「基本構想」に基づき、将来にわたって安定的で、市民ニーズや社会情勢の変化に迅速かつ柔軟に対応できる行政を目指して、市民等との協働を進め、共に作り上げる質の高い行政サービスの実現のため、さまざまな施策を進めています。

(1) 町内会・自治会等との協働の推進

市内には約380の町内会・自治会等があり、地域の安全・安心を守る活動や住民同士の親睦を深める活動が自主的に行われており、これらに対して、市は必要に応じた支援を行っています。

一方、市が行う施策のほとんどが、町内会・自治会等の理解・協力のもとに進められており、さまざまな形で連携を深めながらまちづくりを進めています。

市では、少子高齢・人口減少社会を迎え、町内会・自治会等の役員の高齢化や担い手不足、会員の減少などが課題となってきたことを踏まえ、2015（平成27）年度には、「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」を策定しました。2021（令和3）年度には、「盛岡市地域づくり協働推進計画」の中に町内会・自治会等に対する支援を盛り込み、見直しを行いながら、役員の負担軽減や活動の活性化を図る取組を行っています。

(2) コミュニティ推進地区組織等との協働の推進

地域の連帯を深めるため、市は1973（昭和48）年に町内会・自治会のまとまりや学区などを考慮して区域を定め、現在では市内を30地区に分けたコミュニティ推進地区組織が結成されています。

また、1977（昭和52）年からは、おおむね地区民生委員協議会区域を単位とした福祉エリア（現在32地区）を設定し、地区における福祉活動を支える基盤として、民生児童委員や町内会・自治会等、婦人会、老人クラブ等により構成される地区福祉推進会が組織されています。

市は、これらの組織が行う活動の活性化を促進するための補助事業や、また地区福祉推進会に対しては、地域での福祉活動を推進するため、市社会福祉協議会と連携して支援や補助等を行っています。

一方、多様化する市民ニーズに対応し、地域の課題解決や将来像の実現に向け

た取組を進める必要があることから、2011（平成23）年に「盛岡市地域協働推進計画」を策定し、二次にわたり地域協働の環境づくりや制度の定着に取り組みました。2021（令和3）年には、これまでの「盛岡市地域協働推進計画」と「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」を一本化した計画である「盛岡市地域づくり協働推進計画」を策定し、さらに協働によるまちづくりの取組が活発に行われるよう、活動に要する経費の補助、担当職員による助言や支援等を行っています。

(3) NPOとの協働の推進

NPO法が制定されて、これまで任意団体として活動してきたボランティア団体や市民活動団体が法人格を取得することが可能となり、保健や福祉、まちづくり、環境など、さまざまな分野で自主的・自発的な活動が行われています。

市では、新しい公共サービスの担い手としてこれらの団体の活動を支援し、市民等との協働のまちづくりを推進するため、2004（平成16）年に「NPO活動促進のための基本方針」と「NPOとの協働を進めるためのガイドライン」を策定しました。

また、NPOと市との先駆的かつ公益的な活動を支援し、協働の取組を推進することを目的として、2006（平成18）年からは企画提案に対する補助事業を開始し、以降継続して取り組んでいます。また、2012（平成24）年から2014（平成26）年の2年間においては、まちづくり活動の拠点を整備する事業に対する支援を行いました。これにより、まちづくり活動の拠点として6施設が整備され、現在は、このうち5施設が地域のコミュニティ施設や観光資源として活用されています。

(4) その他の団体、企業との協働の推進

市は事業やイベントなどを行う際にその他の団体や企業からの協賛を得たり、実行委員会を作って一緒に事業を行ったりするなど、さまざまな形で協力を得ており、それぞれの団体、企業の得意分野を生かした協働の取組が行われています。

さらに、2016（平成28）年からは、地方創生に向けて市と企業（民間事業者）が包括連携協定を締結し、互いが保有する資源を活用しながら、複数の連携事業を通して、地域の課題解決を図る協働の取組を推進しています。この他、複数の大学と連携・協力に関する包括協定を締結するなど、多様な団体と連携しています。

【参考：市民等との協働を前提とした市の計画等】

- ・「盛岡市総合計画基本構想」（令和6年12月議決）
- ・「第2期盛岡市シティプロモーション推進計画」（令和7年3月改訂）
- ・「盛岡市危機管理指針」（平成24年3月策定、令和6年4月改訂）
- ・「第2次盛岡市地域づくり協働推進計画」（令和8年3月策定）
- ・「NPO活動促進のための基本方針」（平成16年9月策定）
- ・「第11次盛岡市交通安全計画」（令和3年3月策定）
- ・「第4次盛岡市防犯活動推進計画」（令和5年3月策定）
- ・「第3次盛岡市男女共同参画推進計画」（令和2年7月策定、令和7年4月改訂）
- ・「盛岡市スポーツ推進計画」（令和5年3月策定）
- ・「盛岡市環境基本計画（第三次）」（令和3年3月策定、令和6年11月改訂）
- ・「盛岡市一般廃棄物処理基本計画」（平成29年3月改定、令和4年3月中間見直し）
- ・「盛岡市ごみ減量化行動計画（第4期）」（令和7年3月策定）
- ・「第3期盛岡市地域福祉計画」（令和7年3月策定）
- ・「第3次もりおか健康21プラン」（令和7年3月策定）
- ・「盛岡市障がい者基本計画」（令和7年3月策定）
- ・「盛岡市避難行動要支援者避難支援計画」（平成27年3月策定）
- ・「盛岡市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」（令和6年3月策定）
- ・「第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン」（令和5年7月策定、令和7年11月変更）
- ・「盛岡市観光推進計画」（令和7年3月策定）
- ・「もりおか農業・農村振興ビジョン2030」（令和3年3月策定）
- ・「盛岡市住宅マスタープラン」（平成28年11月策定、令和8年3月改訂）
- ・「盛岡市総合交通計画」（平成19年7月策定、平成30年10月改訂、令和7年4月改訂）
- ・「盛岡都市圏地域公共交通計画（令和7年9月策定）
- ・「盛岡市道除排雪計画」（令和7年11月策定）
- ・「第2次盛岡市緑の基本計画」（令和3年3月策定）
- ・「盛岡市都市計画マスタープラン」（令和5年3月策定）
- ・「盛岡市景観計画」（平成21年3月策定、平成30年10月改訂）
- ・「盛岡市教育振興基本計画」（令和7年3月策定）
- ・「お城を中心としたまちづくり計画（改訂版）」（令和6年11月策定）
- ・「史跡盛岡城跡保存活用計画」（令和5年8月策定）
- ・「岩山公園整備基本計画」（平成25年3月策定）
- ・「史跡盛岡城跡整備基本計画」（平成25年3月策定）

2 課題

本市は、社会・経済環境の移り変わりに対応し、市民協働によるまちづくりを進めてきましたが、地域に根ざした就業形態である農家や個人商店が減少し、核家族、高齢世帯や単身世帯者が増加するなど、社会構造の変化により地縁関係や人間関係の希薄化が進む今日、次のような課題が挙げられます。

今後、市がこれまで行ってきた事業や制度により生み出されてきた成果の継続性を確保していくため、さらなる取組を検討する時期に来ています。

(1) 地縁団体の持続的な活動に対する不安の解消

市はこれまで、地縁団体に対しては、任意組織としての自主性・独立性を尊重しながら、必要な支援を行ってきました。

しかしながら、少子高齢社会の進行により、地縁団体の活動の担い手や、町内会・自治会等からの推薦を得て市が委嘱する「きれいなまち推進員」や「保健推進員」など非常勤職員のなり手不足が深刻化しています。

また、まちづくり懇談会などでは複数の地域から、役員の高齢化と担い手不足が共通する課題として挙げられ、新しく作られたマンション・アパートなどの集合住宅の住民と、地縁団体との接点が少ないといった点も問題視されています。地縁団体の持続的な活動に対する不安を解消し、まちづくりを円滑に進めるためには、市と地域が連携して問題解決に取り組む必要があります。

(2) NPOに対する支援体制の構築

NPO法の制定を受けて、市はNPO等の活動を支援するため「NPO活動促進のための基本方針」を定め、また「もりおか市民活動支援室^{※1}」を経て「市民協働推進センター」を開設したほか、市民協働推進基金を積み立てし、これを財源とした事業を行ってきました。

NPOはその社会的使命を達成するために、積極的に社会的な課題に対する取組を行っていますが、その活動を維持していくためには、人材や安定した収入源を確保し、組織の安定した運営が求められます。一方で、NPOが取り組む課題自体が社会に認知されていない場合もあり、これまでの成果や課題を踏まえ、活動内容や理念を多くの人に発信し、活動の理解促進や支援者の拡大を図っていく必要があります。

(3) 市と各主体間の協働・支援のマッチング

市は、これまで市の施策ごとに市民協働に取り組む手段や対象とする団体、手

法などを定めてきたため、施策間の整合性が十分に図られていない状況にあります。

また「協働」は、まちづくりを進めていく上での「手段」の一つですが、協働することの意義や効果等を考慮せずに「協働すること」が目的化している場合も見受けられます。

このような、市と各主体との協働・支援のミスマッチを解消するためには、お互いに十分な意思疎通を図る必要があります。

(4) 協働に関する啓発の推進

市民協働による取組は、1970（昭和45）年の岩手国体開催をきっかけとしたさまざまな市民活動をはじめ、市の各種補助制度やワークショップ、グラウンドワークの手法などにより、多くの市民等が関わりながら行われてきました。

また、地域協働も、現在30地区のうち12地区（2026（令和8）年3月1日時点）において、課題解決に向けた取組や地域に望ましいまちづくりを進めてきています。

しかし、2024（令和6）年8月に市が実施した市民アンケートにおいて、「町内会・自治会等の団体が行う地域活動にどのくらいの頻度で参加しているか」との問いに対し、「参加したことがない」と回答した市民の割合が3割を超え、特に20代～40代でその割合が高い傾向にありました。

このことから、協働することの意義や制度の概要について、広く市民が認知し、今後は、この流れをさらに未来につなげていくために、市民等に対する効果的な周知・啓発事業を継続する必要があります。

(5) 職員の理解の促進

市は「NPO活動促進のための基本方針」や「NPOとの協働を進めるガイドライン」に基づき、協働推進体制の確立や職員の意識向上・人材育成に取り組んできました。

2016（平成28）年には、コミュニティ推進地区ごとに身近な市の窓口として職員を配置する「地域担当職員制度」を開始しました。地区の総会やまちづくり懇談会に出席し、地域に寄り添った情報提供や地域要望の取り次ぎなどの役割を担うことで、最も身近な協働相手である地域と職員の関係性の強化を図っています。

このように、協働に関する市の役割が変化していく中で、継続的な研修機会の提供に努めていく必要があります。

※1 もりおか市民活動支援室

2009（平成21）年に設置し、支援機能の見直しに伴い2015（平成27）年3月31日に廃止。

2015（平成27）年から徐々に「市民協働推進センター」へ移行。当初はモデル事業として2公民館（上田・河南）に設置し、2016（平成28）年から市内6公民館（上田、中央、西部、河南、都南、渋民）に設置した。

第4 市民協働の基本理念

1 基本理念

本市は、豊かな自然に生まれ、幾多の先人が培ってきた歴史と文化の息づくまちであり、世界に開かれた魅力あるまちづくりに取り組んできました。

「第1 指針策定の背景」でも述べたように、本市のまちづくりには多くの市民がさまざまな形で参画してきましたし、特に、平成に入って旧都南村、旧玉山村との合併以降、市域全体の一体的な発展を図りながらも、それぞれの地域の個性を大切にしながらまちづくりを進めています。

(1) 広い視野で進める市民協働

市民の中には、盛岡に生まれ育った人だけではなく、進学や転勤、あるいは結婚などさまざまな理由から盛岡に暮らすようになった人が大勢いますし、仕事や観光で盛岡を訪れた人、そして何らかの接点を持ち盛岡に思いを寄せる人など、直接、間接を問わず多くの人々が盛岡のまちづくりに関わりを持ち、今日の盛岡が形成されています。

また、本市が社会・経済の変化に適応しながら“盛岡らしさ”を失わずに発展を続けることができたのは、協働のまちづくりの成果であり（「第2 指針策定の趣旨」）、岩手県の県都として県域の発展にも貢献していくため、常に広域的な視野を持ったまちづくりを進めていかなければなりません。

(2) 一人ひとりが大切にしたい“盛岡らしさ”と市民協働

2020（令和2）年に策定した「盛岡市シティプロモーション指針」では、盛岡らしい有形・無形の価値や魅力を「盛岡ブランド」として位置づけています。この盛岡の価値や魅力について、脈々と続いている暮らし、いわば「物語」から生まれているという点に着目して、「4つの物語」※¹（自然と暮らしの物語、暮らしと伝統の物語、先人と文化の物語、人と人を紡ぐ物語）として整理しています。

このうち、「人と人を紡ぐ物語」においては、開運橋にまつわる「二度泣き橋」※²のエピソードに象徴されるように、分かち合いの気持ちや思いやり、おもてなしの心が厚く、他者との絆を大切にすることが、盛岡のまちの魅力の一つであるとしています。

この指針では、市民一人ひとりが思う“盛岡らしさ”、訪れる人々が感じる“盛岡らしさ”を守り続け、さらに魅力ある盛岡を創り上げていくため、個人としての市民はもとより、地域での活動の主体である町内会・自治会等の地縁団体、NPO、地域の一員としての事業者やその他の団体など、多様な主体が市とともに盛岡のまちづくりに関わっていく市民協働の基本理念を次のとおりとします。

《市民協働の基本理念》

盛岡が盛岡らしく^あ在り続けるために、

さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する

“市民協働”を推進します。

※1 「盛岡市シティプロモーション指針」に掲げる〈盛岡ブランドの4つの物語〉

①自然と暮らしの物語

豊かな自然に恵まれ、街なかに歴史的建造物が残る盛岡のまち並み。その景観は、都市と自然、利便と伝統など様々な要素の調和を象徴するものとなっています。

②暮らしと伝統の物語

伝統と高い技術に裏付けられた工芸品、暮らしの中で親しまれている地酒や南部せんべいなどの食品、素材として優れた農産物など、数々の特産品があります。

③先人と文化の物語

日本・世界の歴史に名を刻まれる先人達が暮らし、演劇、音楽、美術など文化活動を人生の糧にする市民が多い文化の薫り高いまちです。

④人と人を紡ぐ物語

開運橋の別名「二度泣き橋」のエピソードによく表されているように、分かち合いの気持ちや思いやり、もてなしの心が厚く、他者との絆を大切にすまちです。

※2 「二度泣き橋」の由来

開運橋は、1890（明治23）年の鉄道開通に伴い、盛岡駅から市の中心部をつなぐために架けられた橋で、別名「二度泣き橋」とも呼ばれている。

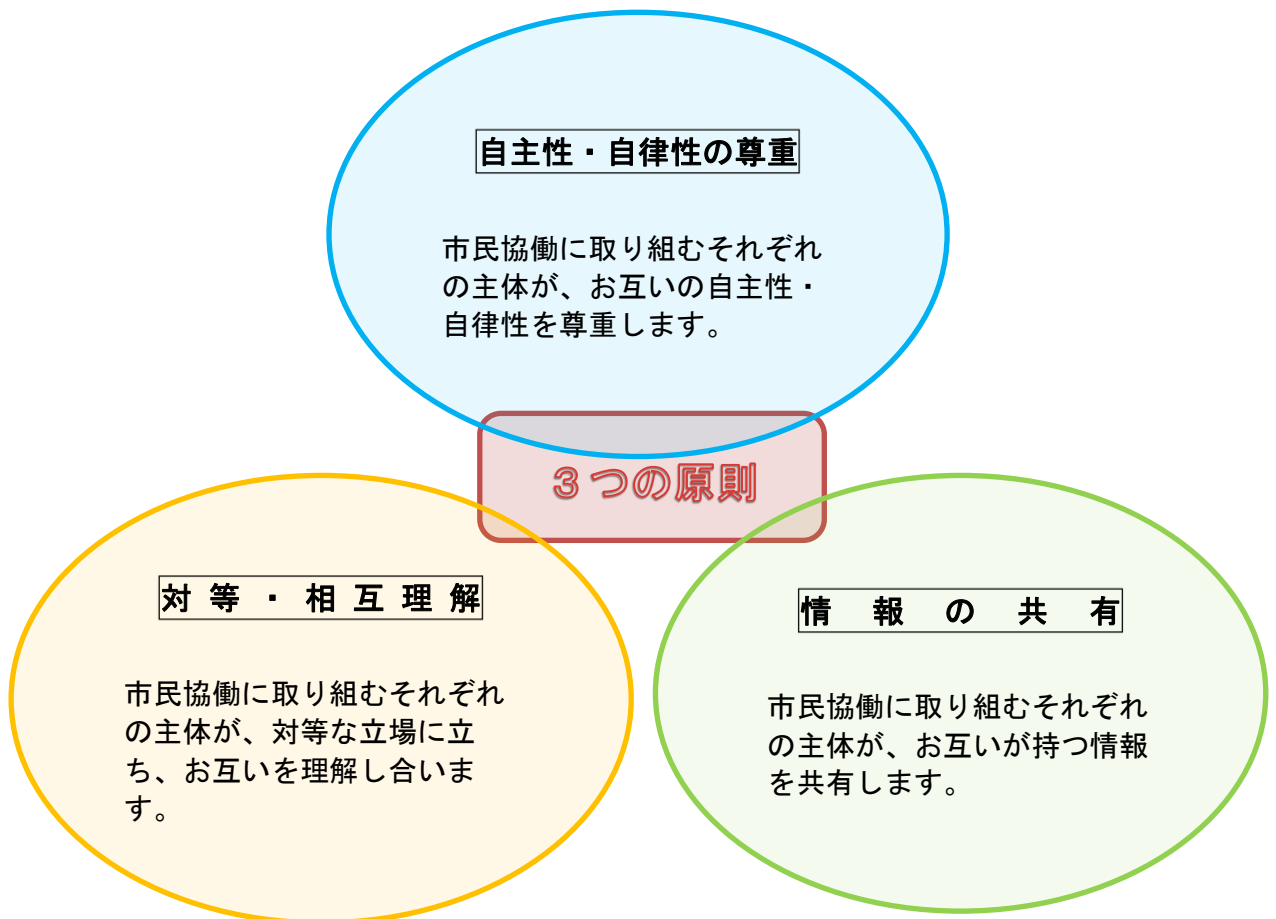
東北新幹線が開通する以前から、首都圏などからの通勤族が、非常に遠く離れた盛岡に赴任した際に開運橋を渡り、「このような遠く離れた所まで来てしまった」と泣き、通勤期間を終えて盛岡駅へ向かう途中に再びこの橋を渡り、今度は盛岡を離れがたくて泣く、というエピソードが由来。

交通機関が発達した今日でも、多くの人々がこのエピソードに共感し、語り継がれている。

2 原則

市民協働は、市やさまざまな主体が、それぞれ個別に活動するよりも高い成果を挙げるために、共通の目的に対して、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場で協力して活動することです。

したがって、異なる成立ちやルールを持つ主体同士が協力し合う過程では、さまざまな摩擦が生じることも想定されますが、「自主性・自律性の尊重」、「対等・相互理解」及び「情報の共有」の3原則に基づき行動することにより、強い信頼関係に基づく市民協働の取組を進めることができます。



3 各主体の役割

この指針における基本理念を達成していくためには、市やそれぞれの主体が持つ特性を生かし、連携しながらその役割を担っていくことが期待されます。

なお、広い意味での市民協働を担う主体には、「個人の立場としての市民」が含まれると考えられ、まちづくりにおける「個人の立場としての市民」の役割は、きわめて重要です。

具体的には、公募委員としての審議会への参画、パブリックコメントやパブリックインボルブメントへの参加、さらにはまちづくり懇談会への出席などが挙げられますが、個人としての市民のまちづくりへの参加については、「市民協働」と区別して「市民参画」と定義し、個人としての市民は、この指針における「主体」には含めないこととします。

(1) 市

市は、これまで行ってきた市民協働による事業の実績を踏まえながら、さらに協働によるまちづくりの取組が活発に行われるよう、また、各主体の能力が十分発揮できるよう、各主体間の連絡・調整などの仕組みづくりや、先進事例の情報収集と提供、さらには、市民協働に関する提案を積極的に行っていきます。

また、市の意思決定や検討の過程等を積極的に情報公開・情報提供することにより、市民等との信頼関係の構築に努めます。

(2) 地縁団体

地縁団体は、その地域に生活する住民にとって最も関わりのある組織であり、身近な社会的サービスの提供を担っています。

例えば、子どもの教育、環境保全、防災や住民の安全安心、伝統文化の継承など、多岐にわたった取組を通じて、地域の一体感を醸成しています。

一方、地域協働の取組を通じた自主的な活動や、災害時における自発的な対応など、市と密接なつながりを持っているところです。

できるだけ多くの住民が、日頃から地域での活動に参加して交流や親睦を深めることにより、まちづくり活動への参加のきっかけや、自ら解決できるような地域課題に対する主体的な取組につながっていくことが期待されます。

また、地域にある商店街組合も、子どもの見守り活動や地域で行われる行事等への協力など、地縁団体と共通した役割を担ってきており、今後も地縁団体と連携しながら、取組を進めていくことが期待されます。

(3) NPO

NPOは同じ目的を共有して活動する人々の集団であり、その目的に沿った公益的な活動を展開することで、社会にとって必要な要素を担っています。

その活動に伴う専門的知識や情報、ノウハウを活用し、まちづくりに積極的に参画し、地域社会に貢献することが期待されます。

NPOの活動の区域や対象となる相手は団体によってさまざまですが、活動の輪を広げるためには、活動の情報を公開するなど、広く市民等の理解を得られるような取組が必要です。

(4) その他の団体や企業

その他の団体や企業は、事業活動や団体設立の目的に沿った活動を行うことにより私たちの生活に必要な資源を提供し、その一方で雇用や納税を通じて、地域社会の経済を循環させる役割を担っています。

事業活動以外においても、それぞれが持つ専門的知識や情報、人材などを活用することにより、地域社会を構成する一員として、積極的に社会貢献活動を行うことや、まちづくりに参加することが期待されます。

第5 市民協働の基本方針

この指針に掲げる基本理念を実現するため、市が取り組む基本的な方向性を「市民協働の基本方針」として定め、市と市民等との協働を進めていくこととします。

1 制度の充実と取組の強化

市民協働を推進するため、活動の担い手に対する支援を行うこととし、制度の充実を図ります。

ここでは市と各主体との取組をモデルとしますが、3者以上による取組についても、この方向性を踏まえて応用していくこととなります。

(1) 市と町内会・自治会等との協働

町内会・自治会等は地域での交流・親睦活動だけでなく、住みよいまちづくりのための公共的な役割を大きく担っており、そのための活動を積極的に行っています。

市がさまざまな施策を行っていく上でも、これらの団体との連携・協力は必要不可欠なものであり、これらの団体が自律的に活動できるよう、情報提供や相談業務を行います。

また、役員の負担軽減及び活動担い手の育成を図るため、市から町内会・自治会等に依頼している業務や委嘱している委員について、制度やあり方の見直しを検討していくとともに、町内会活動への理解促進を深め、働く年代や学生が地域活動に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

(2) 市とコミュニティ推進地区組織等との協働

市では、複数の町内会・自治会等を包括する区域をコミュニティ推進地区として定めており、各地区では、地域の特性に合わせた取組が行われています。

コミュニティ推進地区で進められているさまざまな活動を支援し、また地域協働の取組が進むよう、情報提供や相談業務を行うとともに、地区福祉推進会など既存のコミュニティ地区に関する制度の統合など、現行の仕組みを見直し、さらに財源の確保等を通じて安定的な制度を構築します。

(3) 市とNPOとの協働

市民活動団体やNPO法人等は、福祉・環境・スポーツといった専門的な分野において、社会的使命の達成のため自発的に設立された団体であり、まちづくりの一翼を担う重要な存在です。

これらの団体の活動は自律的に行われるべきであり、団体自らが活動の質の向上を図るとともに、団体への寄附や、事業を通じた収益を確保するなど、財政的な基盤を強固にしていくことが必要です。

一方で、高齢化に伴う会員の減少や、資金不足に伴い、活動を中止又は縮小せざるを得ない団体も見受けられます。NPO法人等の活動については、制度の歴史が浅いこともあり市民等の理解が十分でない場合も見受けられることから、これらの活動について市のホームページ等を通じて情報発信するとともに、協働事業を拡大するべく、必要に応じて市の担当課や多様な主体とのマッチングを支援することとします。

(4) 市とその他の団体・企業との協働

その他の団体や企業においても、社会貢献等の公益的活動や市民協働に取り組む場合もあります。

このような活動は市民協働によるまちづくりに資することから、これらの団体が公益活動を行う場合は、この指針の対象として扱うものとし、市民協働に積極的に取り組めるよう、環境の醸成を図ることとします。

また、これらの団体は地域社会を構成する一員でもあることから、地縁団体への積極的な協力を呼び掛けていくこととします。

2 拠点機能等の充実

市民協働の取組を市民等が身近なものとして意識し、気軽に情報収集や相談等を行うことができる拠点機能を整備することなどにより、協働の取組をさらに進めていくこととします。

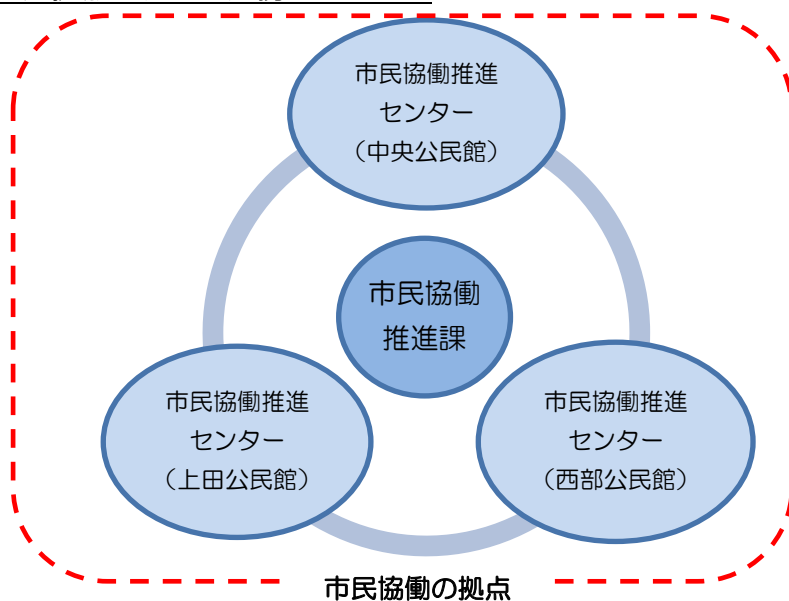
(1) 拠点機能の充実

「第1 指針策定の背景」において触れたように、社会教育の拠点施設である公民館は、市民の生涯学習の場として、地域や学校、関係機関と連携して事業を展開してきましたが、学習の場のみならず、学習の成果を自分たちの生活基盤である地域における活動につなげていく場としての役割も担ってきました。

このことから、これまで公民館が担ってきた地域活動の支援機能をさらに充実させ、協働の取組が進むよう、市では、2016（平成28）年、市内6箇所（中央、上田、西部、河南、都南、渋民）の公民館に「市民協働推進センター」を設置しました。業務内容の見直しを経て、2025（令和7）年からは設置箇所を市内3箇所（中央、上田、西部）に集約しました。さらに2026（令和8）年から、新たに市民協働推進課内に市民協働推進員を配置して相談受付体制を強化し、活動に必要な情報等の提供やきめ細かな助言・支援を行うこととします。

なお、拠点機能の充実にあたっては、「公共施設保有の最適化と長寿命化のための基本方針」（2013（平成25）年6月策定）に示された既存の施設等の見直しを考慮し、既存の施設等の活用や多目的化、複合化により推進していくものとします。

（図）拠点における連携のイメージ



(2) 庁内組織の充実

市民協働に関する情報共有や施策の調整等を行うため、庁内組織として「市民協働推進連絡会議」を設置します。

また、市民協働によるまちづくりを円滑に進めるため、全庁的に事業の実施状況に関する情報共有や調整を随時行うこととします。

3 職員の意識改革と能力開発

「盛岡市人材育成・確保基本方針」（2003（平成15）年3月策定、2017（平成29）年9月改訂、2026（令和8）年3月改訂）においては、目指す職員像の一つとして「協働する職員」を掲げており、研修や業務を通じて、協働に対する理解をさらに深めていく必要があります。

職員は、常に市民協働の視点を持ちながら事業を進め、自らも地域の一員としての自覚と責任を持ちながら、市民活動に積極的に参加する姿勢が大切です。

このことから、職員の研修に当たっては、先に述べた市民協働の原則を理解し、地域担当支援職員制度を十分に機能させることができるような内容とすることにより、職員の資質向上・能力開発の機会を増やしていくこととします。

4 市民意識の醸成

継続的に協働のまちづくりを進めるためには、リーダー的な存在が大きな役割を果たすと同時に、多くの市民等ができる範囲で市民協働の主体となることが不可欠です。

このことから、市民等が市民協働についての理解を深めるため、先進的な取組事例の紹介や講演会、情報提供・情報交換の場を設けます。

また、児童・生徒に対しても、総合的な学習の時間などさまざまな機会を通じて、積極的にまちづくりに参画しようとする意識の醸成を図っていきます。

第6 計画的な市民協働の取組

この指針は市の市民協働に対する普遍的な方向性を定めたものであり、原則として長期間にわたって適用されるものですが、社会経済情勢などが大きく変化した場合には、これに対応するためにこの指針を見直すものとします。

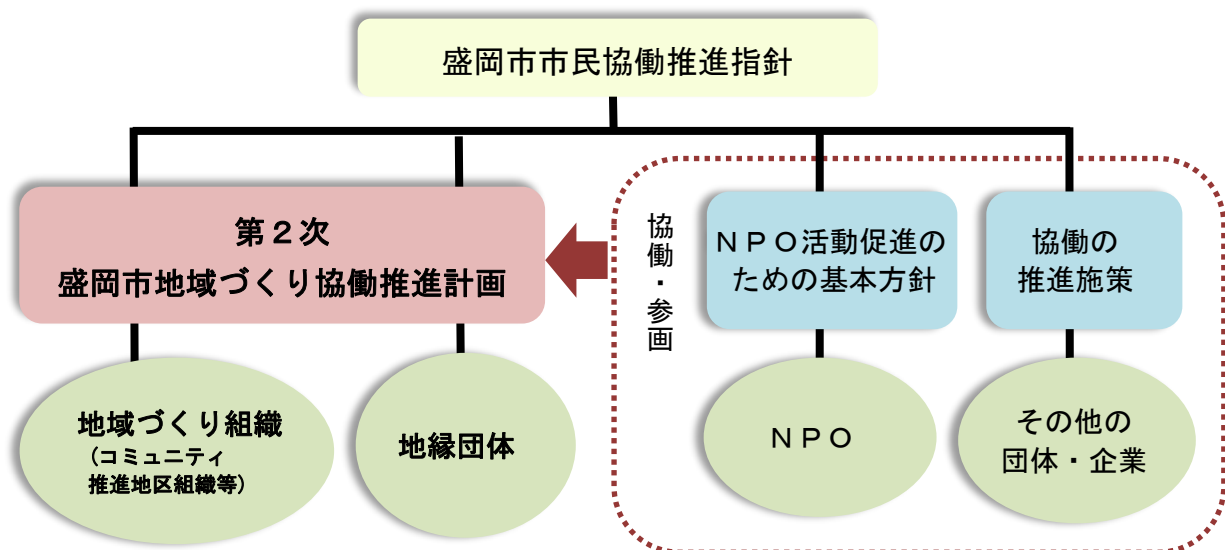
また、市民協働の取組を着実に実行していくため、次のことに留意しながら進めることとします。

1 推進計画等に基づく取組

この指針に定める取組を着実かつ迅速に推進するため、優先順位や重要度を踏まえて次のとおり推進計画等を定め、事業を行っていくこととします。

- (1) 「第2次盛岡市地域づくり協働推進計画」の策定
- (2) 「NPO活動促進のための基本方針」の見直し
- (3) その他の団体・企業等に対する協働事例集の発行などの施策の実施

(図) 盛岡市市民協働推進指針に基づく推進計画等の体系



2 推進計画等の進行管理

市民協働を進めるに当たり、市は常に市民協働に対する理解が得られるよう努めるとともに、施策の進捗状況を把握していく必要があります。

このため、推進計画等に定める事業等については、次に掲げる方法により進行管理を行い、事業が適切に実施されるよう、改善に努めていくこととします。

(1) 市民協働推進連絡会議における進行管理

庁内関係課による市民協働推進連絡会議を随時開催し、全庁的に事業の実施状況に関する情報共有や調整を行います。

(2) 市民協働推進アドバイザー会議における進行管理

市民協働に知見を有する有識者による市民協働推進アドバイザー会議を定期的
に開催し、市の取組状況について報告し、助言を得るものとします。

3 財源の確保

市が行う、市民活動への財政的な支援には、地縁団体が行う事業に対する補助や、市と協働事業を行う場合に補助する制度があります。

市は、2011（平成 23）年に市民協働推進基金を設置し、これを財源として市民協働の事業に対し補助金を交付しています。

市民協働を進めていくに当たり、より効果的な支援を行うため、団体の自主性・自立性を損なわないよう、また補助金を交付するに当たっては透明性や客観性が確保されるよう、適切な補助制度の構築を目指します。

また、安定した財源を確保し、継続的な支援体制が維持できるよう、基金の積み増しや寄附金制度の拡充などを進めていくこととします。

(参考資料)

1 市民アンケート調査結果 (抜粋)

◆令和6年度市民アンケート調査 「市民協働※について」

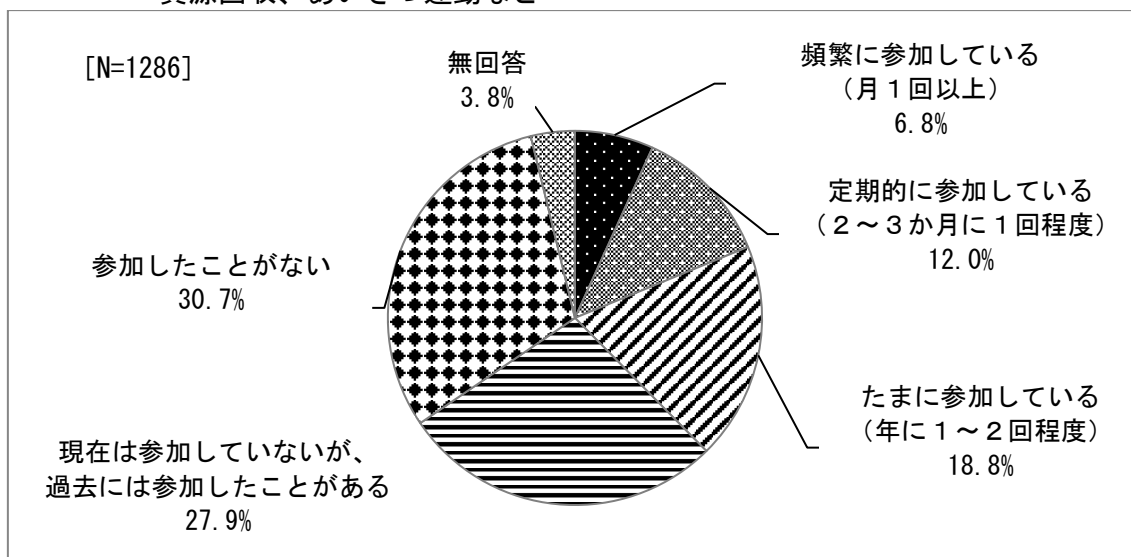
【回答者：盛岡市に在住する18歳以上の市民（有効回収数：1,286）】

※市民協働とは「町内会・自治会、NPO、企業などの団体と市が一緒になって、よりよいまちづくりに取り組むこと」です。

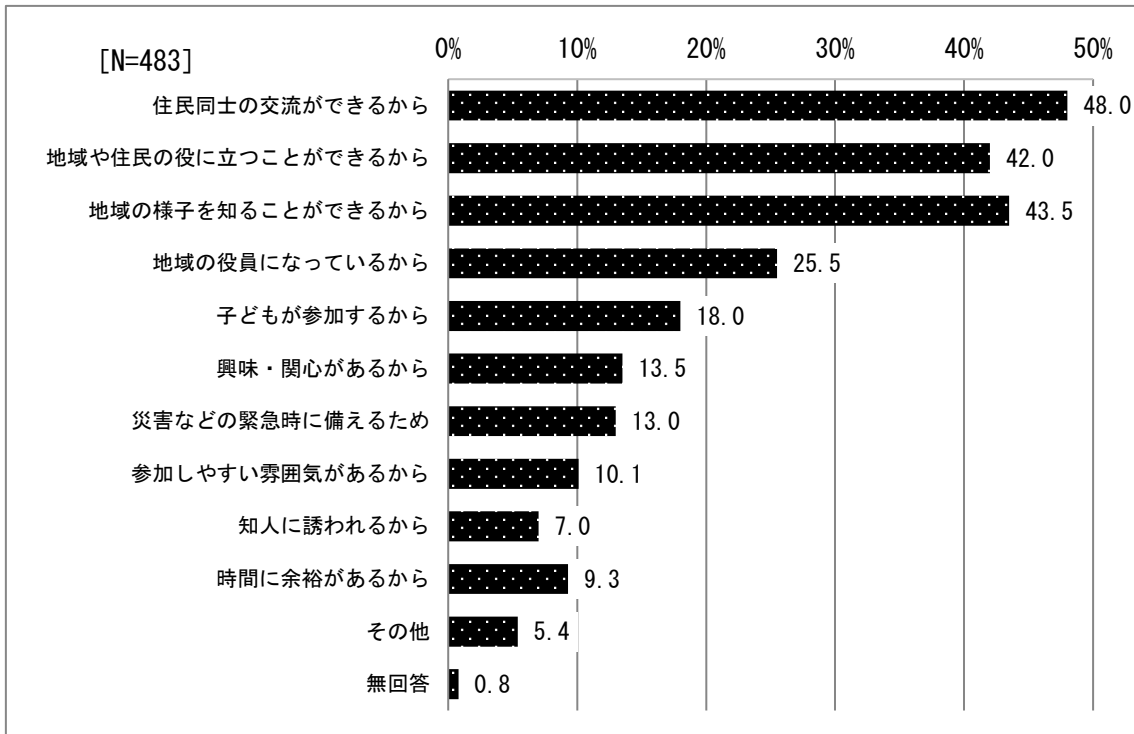
問15 あなたは、主に住民によって組織された団体（*1）が行う地域活動（*2）に、どのくらいの頻度で参加していますか。当てはまるもの1つに○を付けてください。

（*1）住民によって組織された団体の例：町内会・自治会、子ども会、老人クラブ、地区福祉推進会、まちづくり団体など

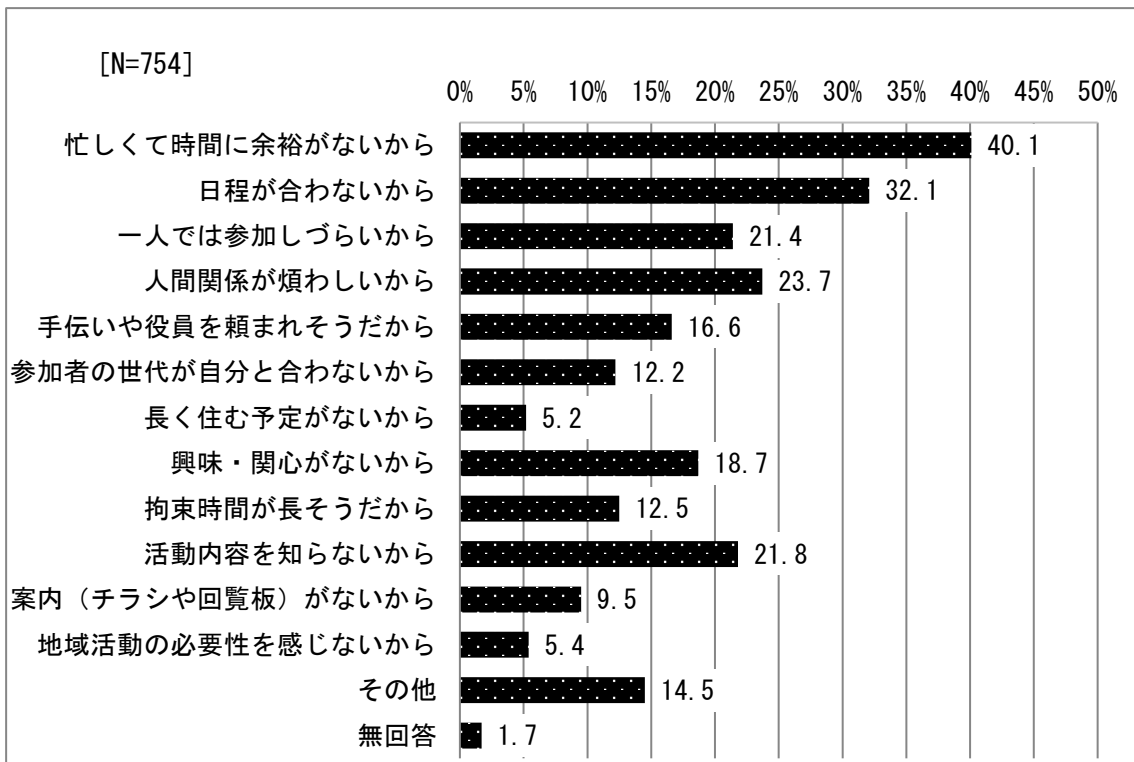
（*2）地域活動の例：清掃活動、お祭り、見守り活動、防災訓練、世代間交流、資源回収、あいさつ運動など



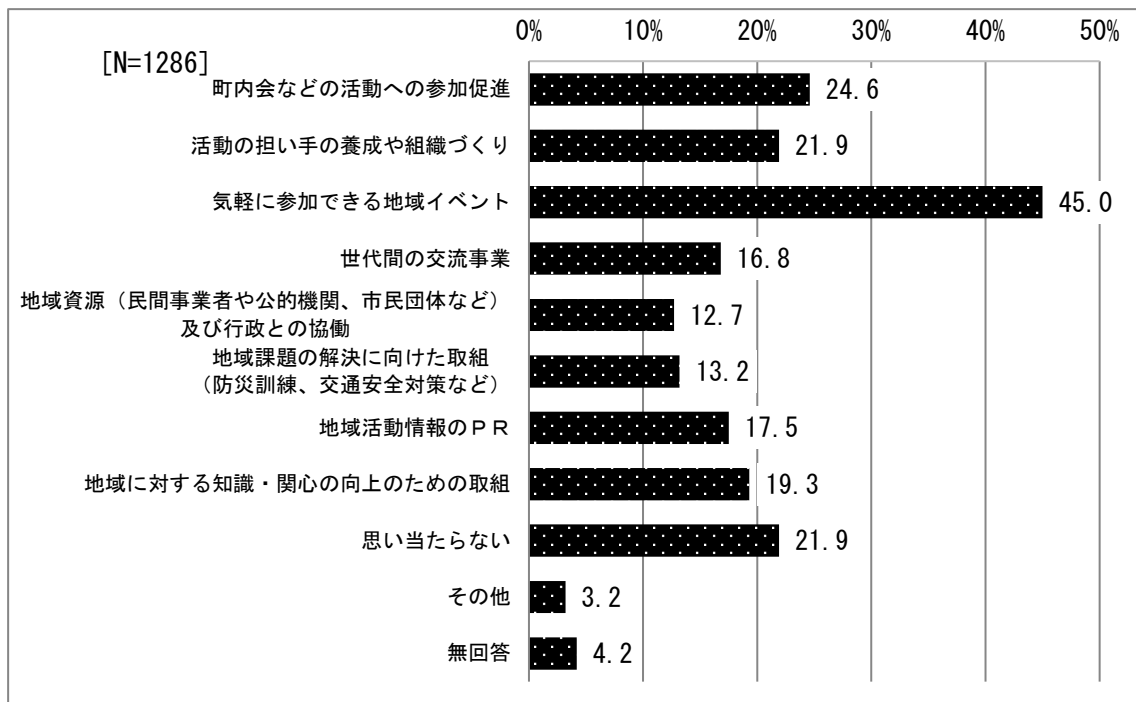
問16 問15で「1 頻繁に参加している（月1回以上）」「2 定期的に参加している（2~3か月に1回程度）」「3 たまに参加している（年に1~2回程度）」を選んだ方にお聞きします。あなたが、地域活動に参加する理由は何ですか。当てはまるもの全てに○を付けてください。



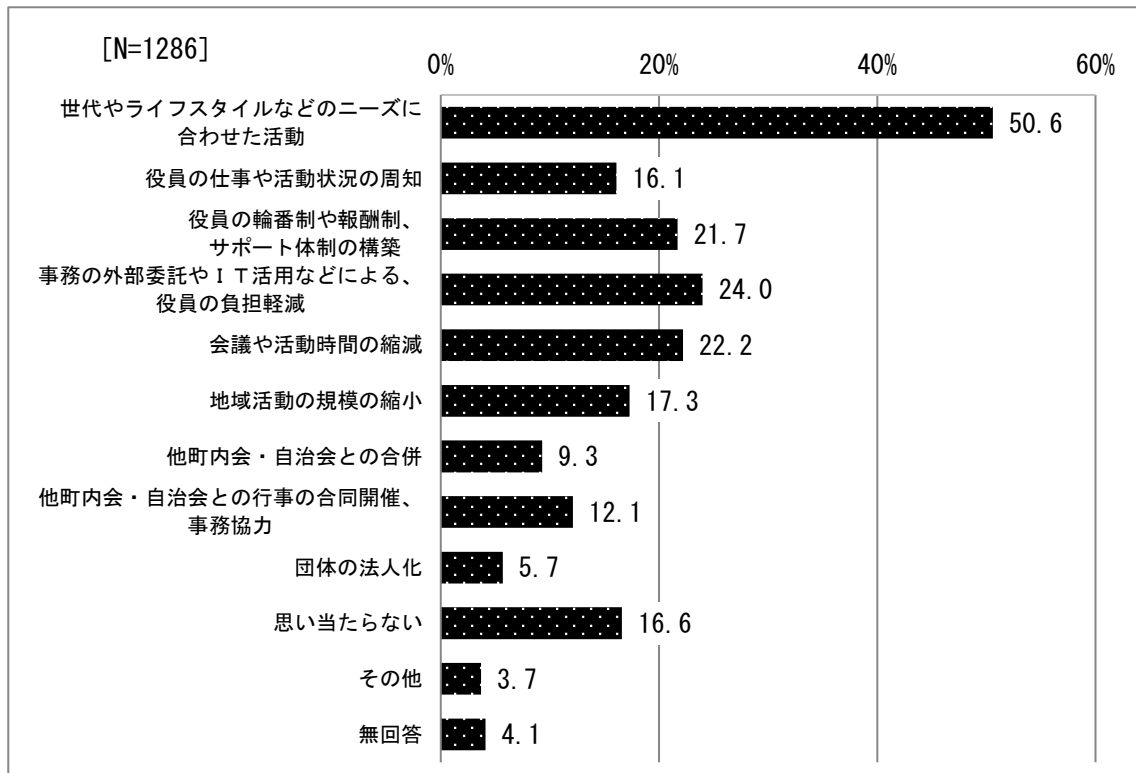
問17 問15で「4 現在は参加していないが、過去には参加したことがある」「5 参加したことがない」を選んだ方にお聞きします。あなたが、地域活動に参加していない理由は何ですか。当てはまるもの全てに○を付けてください。



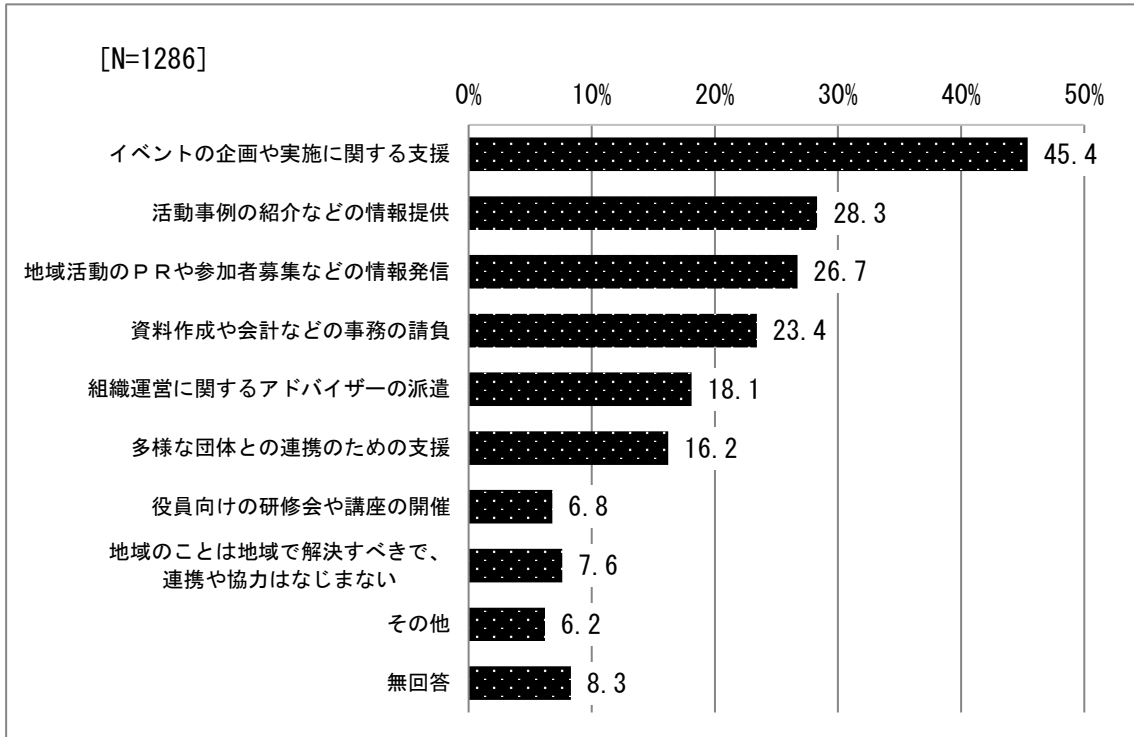
問 18 地域活動をより活性化するために有効な取組は、どのようなことだと思いますか。当てはまるもの全てに○を付けてください。



問 19 町内会・自治会など、地域活動を行う団体における担い手不足や高齢化、参加者の固定化などといった地域課題について、どのような解決策があると思いますか。当てはまるもの全てに○を付けてください。



問 20 問 19 の地域課題の解決に向けて、住民以外の団体（公的機関やNPO、企業など）からどのような支援や協力があればいいと思いますか。当てはまるもの全てに○を付けてください。



2 市民協働推進アドバイザー設置要領

(平成25年7月31日市長決裁、平成26年10月1日改正)

(設置)

第1 市が行う市民協働に関し幅広い意見を得るため、市民協働推進アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を置く。

(役割)

第2 アドバイザーの役割は、次のとおりとする。

- (1) 地域協働に関する諸制度の検証に関すること。
- (2) 市民協働を推進するための環境の整備に対する助言に関すること。
- (3) その他、市民協働に関して市長が必要と認めること。

(アドバイザーの委嘱等)

第3 アドバイザーは、市民協働に関する知識経験を有する者から、市長が委嘱する。

2 アドバイザーの定員は、6人以内とする。

(任期)

第4 アドバイザーの任期は、委嘱をした日から当該年度の末日までとする。

2 アドバイザーに欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5 市長は必要があると認めたときは、アドバイザー全員による会議（以下「会議」という。）を開催することができる。

2 会議は、市長が招集する。

(庶務)

第6 アドバイザーに係る庶務は、市民部市民協働推進課において処理する。

(実施期日)

第7 この要領は、平成25年7月31日から実施する。

市民協働推進アドバイザー名簿（敬称略・五十音順）（令和8年3月時点）

氏名	所属
伊藤英佑	一般社団法人盛岡青年会議所 理事長
植村亜季子	特定非営利活動法人参画プランニング・いわて 理事
倉原宗孝	岩手県立大学総合政策学部 教授
小枝指好夫	盛岡市町内会連合会 会長
酒井菜穂子	岩手県NPO活動交流センター センター長
佐々木忠哉	玉山地域自治会連絡協議会 会長

3 策定の経緯

月 日	内 容	月 日	内 容
平成 25 年 7 月 12 日	市民協働推進連絡会議の設置	11 月 12 日	盛岡市町内会連合会との懇談会
7 月 16 日	庁議	11 月 14 日	玉山区自治会連絡協議会との懇談会
7 月 26 日	第 1 回市民協働推進連絡会議	11 月 21 日	第 2 回市民協働推進アドバイザー会議
8 月 5 日	政策形成推進会議	12 月 5 日	NPO 団体等との意見交換会
8 月 8 日	盛岡市町内会連合会との懇談会	平成 26 年 1 月 21 日	第 4 回市民協働推進連絡会議
8 月 22 日	第 1 回市民協働推進アドバイザー会議	2 月 3 日	政策形成推進会議
10 月 3 日	第 2 回市民協働推進連絡会議	2 月 5 日	第 3 回市民協働推進アドバイザー会議
10 月 15 日	第 3 回市民協働推進連絡会議	2 月 17 日	市議会全員協議会
10 月 28 日	政策形成推進会議	2 月 20 日	パブリックコメント（3 月 11 日まで）
11 月 7 日	市議会総務常任委員会	3 月 25 日	庁議

（参考）市民協働推進連絡会議要綱

（平成 25 年 7 月 12 日市長決裁、令和 2 年 3 月 27 日改正）

（設置）

第 1 庁内において、市民活動に関する情報を共有するとともに、市民協働に係る施策の調整及び協議を行うため、市民協働推進連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 連絡会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- （1）市民等、地縁団体、NPO 等が行う市民活動に関する情報の共有に関すること。
- （2）市民協働に係る施策の調整及び協議に関すること。
- （3）前 2 号に掲げるもののほか、総合的な市民協働の取組に関すること。

（構成）

第 3 連絡会議は、市民部長、市民部次長、企画調整課長、広聴広報課長、総務課長、危機管理防災課長、職員課長、財政課長、資産経営課長、市民協働推進課長、くらしの安全課長、文化国際課長、スポーツ推進課長、環境企画課長、資源循環推進課長、地域福祉課長、保健所企画総務課長、子ども青少年課長、経済企画課長、農政課長、道路管理課長、都市計画課長、公園みどり課長、玉山総合事務所総務課長、教育委員会総務課長、学務教職員課長、学校教育課長、生涯学習課長及び上下水道部総務課長をもって構成する。

（会議）

第 4 連絡会議は、全体会議及び関係課長会議とする。

2 全体会議は第 3 に掲げる者すべてが出席する会議とし、関係課長会議は事案ごとに主宰者が第 3 に掲げる者のうちから指名する者が出席する会議とする。

3 全体会議及び関係課長会議は、市民部長が主宰する。ただし、市民部長が主宰できないときは、市民部次長が主宰する。

4 全体会議又は関係課長会議の主宰者は、必要に応じて臨時に、第 3 に掲げる者以外の者を全体会議又は関係課長会議に加えることがある。

（庶務）

第 5 連絡会議の庶務は、市民協働推進課において処理する。

（実施期日）

第 6 この要綱は、平成 25 年 7 月 12 日から実施する。

4 関連年表

年	1889 明治 22	1946 昭和 21	1947 昭和 22	1950 昭和 25	1951 昭和 26	1954 昭和 29	1955 昭和 30	1956 昭和 31	1965 昭和 40	1966 昭和 41	1967 昭和 42	1968 昭和 43	1969 昭和 44	1970 昭和 45	1972 昭和 47	1973 昭和 48	1974 昭和 49	1975 昭和 50	1977 昭和 52
全国のできごと		日本国憲法公布 文部省「公民館構想」発表	日本国憲法施行 地方自治法施行	朝鮮戦争の特需景気		高度経済成長期始まる	昭和の大合併	経済白書「もはや戦後ではない」							「日本列島改造論」発表	第一次石油危機			
盛岡市のできごと	「市制及び町村制」実施、盛岡市の誕生		盛岡市行政連絡員規則		盛岡市地区担当員規則施行	玉山村誕生	都南村誕生	築川村・太田村を編入合併	市勢振興計画策定（昭和四〇年）	教育会館建設、岩手山の眺望問題	盛岡市総合計画基本構想発表（昭和六〇年）	教育振興運動始まる	中津川護岸工事、河川景観の問題		第二十五回国民体育大会（岩手国体）開催	盛岡市市勢発展総合計画基本構想議決（昭和六〇年）	コミュニティ推進地区の設定始まる		地区福祉推進会のエリア設定始まる
盛岡市の市民運動の動き		盛岡市体育会（のちの盛岡市体育協会）発足				盛岡市美化市民運動協議会の発足			盛岡世代にかける橋発足				あすを築く盛岡市民運動実践協議会発足	開運橋花壇クラブによる花壇整備	盛岡の歴史を語る会発足（昭和四十八、五十四年、もりおか物語全一〇巻を刊行）		盛岡市グリーンバンク委員会（のちの盛岡市グリーンバンク）発足	あすを築く百万本植樹運動始まる	盛岡市民福祉バンク発足

年	1978 昭和 53	1979 昭和 54	1982 昭和 57	1983 昭和 58	1984 昭和 59	1985 昭和 60	1986 昭和 61	1988 昭和 63	1989 平成 1	1990 平成 2	1991 平成 3	1992 平成 4	1993 平成 5	1994 平成 6	1995 平成 7	1996 平成 8	1998 平成 10	1999 平成 11	2000 平成 12	2003 平成 15
全国のできごと		第二次石油危機				東北新幹線上野乗り入れ	平成バブル			バブル経済の崩壊	地方自治法改正、地縁団体の法人化				阪神・淡路大震災		NPO法（特定非営利活動促進法）施行	PFIFA法（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律）施行	地方分権一括法（地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律）施行	地方自治法改正、指定管理者制度
盛岡市のできごと			東北新幹線「盛岡―大宮」間開通		盛岡市新総合計画基本構想議決（平成七年）	カナダ・ビクトリア市と姉妹都市提携	冬季オリンピック開催都市として立候補	アルペンスキー世界大会開催決定	市制施行一〇〇周年			都南村を編入合併	アルペンスキー世界選手権盛岡・雫石大会開催	盛岡市第三次総合計画議決（平成十七年）					特例市移行	
盛岡市の市民運動の動き	都南夏まつり（のちの盛岡花火の祭典）開始（都南村）	生け垣一万メートル運動始まる	網取ダムの環境と清流を守る会発足	冬季オリンピック招致運動の発端		盛岡冬季オリンピックを語る会発足、JOCに招致要請	オリンピック冬季競技大会盛岡招致委員会発足			第一回夏まつり開始（玉山村）	行政区再編・自治会組織を結成（玉山村）		花いっぱい運動コンクールを開始（玉山村）			城下もりおか四百年記念事業「まちづくりシンポジウム」	日戸牧野にオオヤマザクラ植樹開始（玉山村）	グラウンドワークによる公園作り始まる		

年	2004 平成 16	2005 平成 17	2006 平成 18	2008 平成 20	2010 平成 22	2011 平成 23	2013 平成 24	2014 平成 25	2015 平成 27	2016 平成 28	2017 平成 29	2019 令和 1	2020 令和 2	2023 令和 5	2024 令和 6	2026 令和 8
全国のできごと	地方自治法改正（地域自治区）	人口減少時代へ転換		リーマンショック 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行		東日本大震災		まち・ひと・しごと創生法施行				働き方改革関連法施行 新型コロナウイルス感染症の流行		新型コロナウイルス感染症が感染症法上の「五類感染症」に移行	能登半島地震	
盛岡市のできごと	盛岡市総合計画基本構想議決（平成二十七年）	盛岡市行政構造改革の方針及び実施計画策定	NPO活動促進のための基本方針策定	玉山村を編入合併	中核市へ移行	盛岡市自治体経営の基本方針及び実施計画策定	第二次盛岡市自治体経営の指針及び実施計画策定	盛岡市総合計画基本構想議決（令和七年）	盛岡市市民協働推進指針策定	盛岡市人口ビジョン及び盛岡市まち・ひと・しごと創生総合戦略策定	第七十一回国民体育大会（岩手国体）開催		夏季オリンピックのホストタウンとして、カナダ国及びマリ共和国の事前キャンプ受け入れ	アメリカのニューヨークタイムズ紙「二〇二三年に行くべき五十二カ所」に盛岡市が選ばれる	盛岡市総合計画基本構想議決（令和十七年）	盛岡市市民協働推進指針改訂
盛岡市の市民運動の動き						地域づくり計画の策定、地域協働の取組が開始される						あすを築く盛岡市民運動実践協議会が「“世界につながるまち盛岡”市民会議」に改称				



啄木の歌碑

盛岡市 市民部市民協働推進課

〒020-8530 岩手県盛岡市内丸12番2号

TEL 019-626-7535(直通)

ホームページ URL <http://www.city.morioka.iwate.jp/>